

津島市建設工事等指名競争入札参加者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津島市指名競争入札資格審査事務取扱要綱（昭和51年7月15日適用）第9条の規定により行う建設業者の格付審査における、津島市の執行する建設工事等の競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の格付方法を定めるものとする。

(工事区分別等級)

第2条 津島市の建設工事における工事区分及び等級は、別表第1のとおりとする。

(工事区分別等級別格付基準)

第3条 入札参加資格審査により、入札参加資格を有すると認めた者に対して、別表第2に掲げる工事区分ごとにそれぞれの等級に格付するものとする。

(格付名簿)

第4条 前条により入札参加者を格付したときは、格付名簿を作成する。

(格付の有効期間)

第5条 格付の有効期間は、格付の行われた日から次の格付の行われる日の前日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津島市建設工事等指名競争入札参加者格付要領は、平成20年4月1日以後に行う入札について適用し、同日前に行う入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

工事区分	等級
土木工事	A～D
建築工事	A～D
舗装工事	A～D

別表第2（第3条関係）

工事区分別等級別格付基準

土木工事	
等級の格付	総合点数
A	820点以上
B	720点以上819点以下
C	620点以上719点以下
D	619点以下

建築工事	
等級の格付	総合点数
A	820点以上
B	720点以上819点以下
C	620点以上719点以下
D	619点以下

舗装工事	
等級の格付	総合点数
A	820点以上
B	720点以上819点以下
C	620点以上719点以下
D	619点以下